

令和3年12月11日

新型コロナウイルス（オミクロン株）陽性者の 濃厚接触者の確認について

海外から空港に到着した乗客で、オミクロン株と確定した陽性者と同じ航空機に搭乗していた方4名が、県内に滞在していることが確認されました。

この4名は、入国時及び入国3日後に行われた検査で全員の陰性が確認されており、入国当初から検疫や保健所の要請に協力いただいています。濃厚接触者として宿泊施設での滞在を調整しており、毎日の健康観察と2日に1回のPCR検査を実施することとしています。

県では、感染症法第16条第1項の規定に基づき、感染症の予防のための情報の公表を行います。同第2項により個人情報の保護に留意する必要があります。報道機関各位におかれては、報道に当たり、プライバシー保護に御配慮ください。